

代理人申請における注意事項について

1 代理人申請について

本人が警察署へ出向かず、代理人が申請する場合は、委任状が必要です。申請者の家族が申請する場合でも代理人申請となりますので、注意してください。ただし、未成年の申請者本人が、親権のある両親のいずれかを代理人とする場合は、法定の代理人となりますので、委任状は必要ありません。

本人が申請書類を作成し、本人以外の者が警察署へ提出するだけであれば委任状は不要ですが、代理人でない本人以外の者が書面の訂正、車台番号及び申請日の書き込みはできません。

特に、車庫証明を申請して、車庫の調査後に提出することとなる標章交付申請書（お渡しした複写式の申請書の4枚目）については、適正な車庫が確保されていることを確認された後でないと申請日を書き込めませんので、本人以外が警察署へ出向いて申請する場合は、委任状を作成し、代理人申請としたほうが後々の問題もなく、運輸支局へ提出する車庫証明書、自動車に貼付する保管場所標章（ステッカー）の交付がスムーズにできます。

2 委任状のひな形について

本日お渡しした委任状の様式は、自動車保管場所証明、届出に必要な事項をすべて代理人に委任した場合の様式です。実際に使用される場合には、申請者本人と、委任事項について打合せ、必要に応じて変更して使用してください。

なお、この委任状のひな形をそのまま使用し、後に申請者本人と代理人の間で争議が発生しても警察としては責任を負いかねますので了承の上御使用ください。

3 行政書士法との関係

行政書士以外の者が、業として申請書類を作成することは行政書士法により禁止されています。代理人に報酬を支払うなどした場合、行政書士法に抵触する可能性がありますので、注意してください。